

○運転免許の取消し、効力の停止

(第 90 条第 5 項)

改正 平成 26 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 12 日
平成 28 年 2 月 1 日 平成 29 年 3 月 12 日
令和元年 12 月 1 日 令和 3 年 3 月 12 日
令和 4 年 5 月 13 日

処分基準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 90 条第 5 項
処分の概要	運転免許の取消し、効力の停止
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会(免許の効力の停止については、岡山県警察本部長)
法令の定め	道路交通法第 90 条第 1 項(免許の拒否等)第 4 号から第 6 号まで 道路交通法施行令第 33 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項(免許の拒否又は 保留の基準)、第 33 条の 3(免許を与えた後における免許の取消し又は停止の 基準)
処分基準	運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準とし つつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。
問い合わせ先	交通部運転管理課 行政処分係(90 日未満の免許の効力の停止)聴聞・処分 者講習係(免許の取消し、90 日以上 of 免許の効力の停止)

別紙

[別紙参照]